

第Ⅱ章

委託基準の遵守状況の
評価ガイド



1 人員に関する基準

A~E

ねらい

特定保健指導においては、生活習慣病の発症・重症化の危険因子の保有状況により対象者を「情報提供レベル」「動機づけ支援レベル」「積極的支援レベル」に階層化し、対象者ごとに責任者を決め、適切な保健指導を行う必要があります。そのため、業務統括者は、特定保健指導の骨子を理解し、質の高い保健指導サービス体制を構築できる者でなければなりません。また、保健指導の質を確保するため、保健指導実践者は、保健指導に関する一定の教育を受けた者である必要があります。

基本的考え方

保健指導は、対象者が健康診断の結果に基づき自らの健康状態を認識した上で、生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容・セルフケア(自己管理)に結びつけられるようにするものです。そのため、医学・栄養・運動・健康行動理論等の幅広い知識、コミュニケーション・カウンセリング・コーチング等の技術、社会資源の活用、評価の在り方等、多岐に渡る能力が必要です。業務統括者においては、保健指導に関する見識が深く、常に質の高い保健指導サービスの提供について考え、組織的な取り組みを行える人材を登用します。また、保健指導実践者として、専門的な教育を受けた者が保健指導を行う必要があります。特に行動変容・セルフケアの必要性が高い「動機づけ支援」「積極的支援」の対象者に対しては、一定の教育研修を受けた者が、保健指導過程において重要な(1)初回面接(2)対象者の行動目標・支援計画の作成(3)保健指導の評価の実施を行います。



[委託基準の遵守]

- A 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。
- 保健指導の業務統括者に関する以下の内容についてお答え下さい。
- Q1 氏名を教えて下さい。
- Q2 どのような資格所有者ですか？
- Q3 どのような雇用形態ですか？
- Q4 貴社（機関）での役職はなんですか？
- Q5 貴社（機関）での勤務年数はどのくらいですか？
- Q6 保健指導に関わる業務の経験年数（貴社（機関）・他社（機関）通算）はどれくらいですか？
- Q7 特定健診・特定保健指導以外の業務には、どのような業務がありますか？
- Q8 主に他社（機関）の業務に付いていて、貴社（機関）の業務に非常勤でかかわっている場合には、双方の移動時間はどの程度必要ですか？
- 保健指導の業務統括者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士である。
- 管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事している。
- B 「動機付け支援」や「積極的支援」において、(1)初回の面接、(2)対象者の行動目標・支援計画の作成、(3)保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。（ただし高齢者の医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実践経験のある看護師も行うことができる。）
- 「動機づけ支援」「積極的支援」に関して、以下にお答え下さい。
- Q9 初回面接を行うのは誰ですか？
- Q10 対象者の行動目標・支援計画の作成を行うのは誰ですか？
- Q11 保健指導の評価に関する業務を行うのは誰ですか？
- Q12 資格所有者はどのような役割で保健指導に関わりますか？
- Q13 看護師が実施する場合に、その他にどのような資格等を持っていますか？
- Q14 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q15 どのくらい保健指導の経験がありますか？
- 初回面接、対象者の行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行うのは、医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導経験のある看護師である。
- また、看護師の一定の研修レベルを判断する際、日本産業衛生学会の産業看護師および産業保健指導者（THP）などの認定の有無が参考になる。



- C | 対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること。
- 対象者ごとの統括的責任者に関して、以下についてお答え下さい。
- Q16 どのような資格取得者が責任者ですか？
- Q17 責任者をどのように決められていますか？
- 対象者ごとに医師、保健師、管理栄養士の責任者が決められている。
- D | 「動機付け支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。
- 対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導に関して、以下についてお答えください。
- Q18 支援計画に基づき、食生活に関する実践的指導を行うのは誰ですか？
- Q19 管理栄養士以外が食生活に関する実践的な指導を行う場合、どのような関連する資格を持っていますか？
- Q20 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q21 どのくらい指導経験がありますか？
- 食生活の実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく産業栄養指導者・産業保健指導者およびそれに相当する研修を受けた者が行う。
- E | 「動機付け支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されていること。
- 対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的に関して、以下についてお答え下さい。
- Q22 どのような資格を持っていますか？
- Q23 どのような研修を受講されてきましたか？
- Q24 どのくらい指導経験がありますか？
- 運動の実践的指導においては、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導担当者・産業保健指導者または健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士およびそれに相当する研修を受けた者が行う。

F 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。

■ 保健指導プログラムに応じて、再委託先や運動増進施設等とどのような連携を図っていますか？

ねらい

特定保健指導を受託した場合に、有効な保健指導サービスを提供するためには、対象者の地理的分布やニーズの種類に応じて再委託先や運動実践施設など、外部機関等を活用する必要があります。

基本的考え方

保健指導プログラムの内容、委託元としてのサービス希望範囲などに合った再委託先や連携先を確保していることが重要です。

[委託基準の遵守]

- 保健指導プログラムを委託元の要望や特性に応じて実施するために、必要な再委託先を確保して、定期的なコミュニケーション、事例検討、実施状況の評価など有効な連携を図っている。

G 保健指導者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。

■ 保健指導実践者育成研修プログラムの受講状況に関して、以下についてお答えください。

Q25 保健指導実践者育成研修プログラムを、保健指導実践者のうち何%程度の方が受講しましたか？

Q26 保健指導実践者育成研修プログラムを受講していない保健指導実践者は、自社（機関）内外で、特定健診・保健指導の制度に関して、どのような研修を受けていますか？

ねらい

特定保健指導は、標準的プログラムに沿って実施される必要があるため、基本的な事項である保健指導実践者育成研修プログラムの受講状況を確認する必要があります。

基本的考え方

基本的には、保健指導実践者全員が保健指導実践者育成研修プログラムを受講していることが望ましいですが、同等の研修が自社（機関）内外で実施されている場合には、それを受講させることによって本基準の目的を満たすことができると考えられます。



[委託基準の遵守]

- ほとんど(最低でも80%以上)の保健指導実践者が、保健指導実践者育成研修プログラムを受講している。

H 保健指導対象者が治療中の場合には、Cに掲げる者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。

- 対象者が治療中の場合に、どのようにして主治医との連携を図りますか？

ねらい

主治医との連携を図り、
確実に治療を受けること
を支援し、また主治医の
治療を支援するための保
健指導の実施を行います。

基本的
考え方

対象者が継続的に服薬治療を受けている場合には、保健指導の対象になりませんが、保健指導の中でその情報が明らかになる場合や検査結果によっては治療状況の確認を行うため、主治医との連携を図ります。連携に先立って本人からの同意を取る必要があります。また、治療を行っていたとしても、保健指導による支援によって改善がより期待できる場合には、主治医からの指導に基づき保健指導を実施することもあります。

[委託基準の遵守]

- 対象者が治療中の場合には、統括的な責任者が主治医との連携を図ることをマニュアル等で明確にしている。



2 施設又は設備等に関する基準

A 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。

■ 貴社(機関)では、保健指導を実施するためにどのような施設および設備を備えていますか?

ねらい

対象者が必要な保健指導を快適に受けられるようにします。

基本的考え方

個別支援、グループ支援それぞれに対応できる施設、設備がなければ十分な保健指導は行えません。特に個別支援においては話しやすい環境の整備が不可欠です。また、個別支援には電話、e-mail、Faxを用いる方法もありますので、これらにも対応可能であるかどうかを確認します。

[委託基準の遵守]

● 保健指導を実施するための施設・設備として、以下のものを配備している。

1. 個別支援に適した部屋があり、机・椅子などの設備が整っている。
2. グループ支援に利用できる部屋がある。
3. 電話、e-mail、Faxの設備を有している。

B 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設(部屋)が確保されていること。

■ 個別指導を行う部屋では、対象者のプライバシーに対してどのような配慮をしていますか?

ねらい

医療保険者が対象者のプライバシーの確保に責任を持って委託できるようにします。

基本的考え方

個別に仕切られたスペースで、プライバシーが守られていることを確認します。個室であればプライバシー確保の問題は解決されますが、それが不可能な場合もあり、一概に良いとは言い切れません。話している内容が他人に聞かれない、という条件が満たされているかどうかを評価します。

[委託基準の遵守]

● 個別指導用の部屋として、個別に仕切られたスペースを確保している。



C 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急措置の設備を有していること。

■ 運動の実践指導において、救急時への対応としてどのようなことを準備していますか？

ねらい

運動の実践指導を安全に実施できるようになります。

基本的考え方

いざという時に運動指導実施者が適切な対応を取れなければなりません。そのためには必要な体制、設備が整えられていること、実施者が教育訓練を十分に受けていることが必要です。

[委託基準の遵守]

● 少なくとも、救急対応できる体制として以下の事項を整備している必要がある。

1. 緊急時の対応マニュアルがある。
 - 責任者を明確にしている。
 - 緊急時の連絡体制を明確にしている。
 - 救急車が来るまでの対応を明確にしている。
2. 緊急時の対応マニュアルがある。
 - 医薬品セット
 - ベッド
 - テーピングセット
 - 酸素呼吸器
 - 自動体外式除細動器等
3. 運動指導実施者に対し、救急時対応のトレーニングを実施している。
 - 新規採用(配置)時のBLS(Basic Life Support)教育訓練
 - 定期的なBLS教育訓練
 - 教育訓練の実施を記録し、保存している。
4. 緊急時に対応できるように施設を作っている。
 - 施設のすぐそばまで救急車が入れる。
 - 運動指導の部屋までストレッチャーがスムーズに入れる。

D 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること。

■ 貴社(機関)では、受動喫煙を防止するために、どのような設備やルールを設けていますか?

ねらい

対象者の受動喫煙
を防止します。

基本的
考え方

受動喫煙の防止には、敷地内禁煙や全館禁煙または喫煙場所を定めたうえで喫煙室から煙が漏れない構造になっているか、いずれかの対策を行っていないければなりません。

[委託基準の遵守]

- 敷地内禁煙、全館禁煙、または周囲に煙が漏れないような喫煙場所を定めている。
- 屋内に喫煙室がある場合には、以下の状態を保っている。
 1. 屋外排気型である。
 2. 非喫煙場所から喫煙場所に向かう秒速0.2メートルの気流を保っている。



③ 保健指導の内容に関する基準

A 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。

■ 貴社(機関)で提供される保健指導プログラムに関して、以下についてお答えください。

Q1 標準的な健診・保健指導プログラムに準拠するために、どのような対応や確認をしていますか？

Q2 科学的根拠に基づくために、どのような取組みをしていますか？

Q3 どのようにして、対象者ごとの特性に考慮していますか？

Q4 どのようにして、地域、職域の特性に考慮していますか？

ねらい

保健指導サービス事業者によって提供される保健指導は、保健指導実践者によるばらつきを防ぎ、標準的プログラムに準拠したものであるとともに最新の科学的根拠に基づくよう、適切な保健指導マニュアルを作成して、それに基づき実施される体制を構築します。

基本的考え方

提供される保健指導が本項目を満たすためには、自社(機関)内で標準的プログラムに準拠し、科学的根拠に基づくマニュアルを作成し、マニュアルを用いて保健指導実践者の研修を行う必要があります。マニュアルは、対象者や地域、職域の特性に応じて柔軟に対応できる内容でなければなりません。

[委託基準の遵守]

- 提供される保健指導プログラムのマニュアルが存在している。
- マニュアルの内容は、標準的プログラムに準拠している。
- 内容が科学的根拠に基づいている。
- 対象者の特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 委託元の要望や特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 作成されたマニュアルを、確実に保健指導の実践に結びつくよう、すべての保健指導実践者に配布し、研修の機会に活用している。

B | 具体的な保健指導プログラム(支援のための材料、学習教材等を含む)は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。

■ 具体的な保健指導プログラムについての医療保険者との間での協議に関して、以下にお答えください。

Q5 どのようにして協議していますか？

Q6 その担当者はどのような資格または経験を有していますか？

ねらい

保健指導プログラムは、委託元のニーズに合った内容であることを確保するとともに、実施後のトラブルを避けるために、プログラムの内容について了解を得る必要があります。

基本的考え方

保健指導プログラムには、対象者の選択、保健指導の内容、保健指導実践者、教育材料、評価方法等、提供されるサービス全体が含まれます。これらについて、医療保険者との間で協議・確認した上で、契約を締結し、保健指導サービスが提供される必要があります。

[委託基準の遵守]

● 保健指導プログラムについて知識を有する担当者(医師、保健師、管理栄養士であり、一定の研修を受けた者)が、医療保険者との間で具体的に協議し、その内容について了解を得て実施することを明確にしている。



C 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取組むこと。

■ 支援のための材料、学習教材に関して、以下についてお答えください。

Q7 支援のための材料、学習教材としては、どのようなものを活用していますか？

Q8 材料、学習教材が最新の知見、情報に基づくよう、どのような取組みを行っていますか？

Q9 保健指導実践者が、支援のための材料、学習教材が適切に利用できるよう、どのような取組みを行っていますか？

ねらい

保健指導において、その効果を高めるために、最新の知見に基づく支援のための材料、学習教材を用意することが有効です。

基本的考え方

個人の健康状態にあった指導を行い、継続的な生活習慣の改善を支援するための材料や学習教材を用意して、保健指導およびフォローアップを行います。これらの作成や選択にあたっては、専門家のアドバイスに基づくとともに、最新の知見を盛込むために定期的に見直される必要があります。

[委託基準の遵守]

● 支援のための材料、学習教材として、以下のようないわゆる存在する。

1. 個人の健康情報の分析結果
2. 生活習慣改善を継続的に支援するためのシートやソフトウェア
3. 腹囲の自己測定のためのツール
4. 栄養に関する指導に用いるフードモデル
5. 健康状態に合わせて配布するパンフレットなど

● 常に最新の知見、情報に基づくよう、以下の取組みが存在する。

1. 定期的に内容の見直しを行う計画がある。
2. 組織内外のメタボリックシンдромに関する専門家等のアドバイスを得ている。

● 材料や教材を保健指導実践者が適切に使用できるように、活用方法に関する説明や研修を行っている。

D 個別指導を行う場合はプライバシーが保護された場で行われること。

■ 対象者のプライバシーを保護するための対応について、以下の場合ごとにそれぞれお答えください。

Q10 自社(機関)の施設内で個別面接を行う場合

Q11 自社(機関)の施設内等で電話による支援を行う場合

Q12 自社(機関)の施設内等でFAX(手紙)による支援を行う場合

Q13 委託先に訪問して、個別面接を行う場合

ねらい

保健指導において、対象者の
プライバシーを保護する環境
づくりを行います。

基本的
考え方

個別面接を行う際に、周囲から見ら
れない、話が聞こえないといった環境
づくりをします。また電話相談を行
う場合にも、プライバシーへの配慮が
必要です。

[委託基準の遵守]

●自施設および委託先での個別面接において、他者から見えない及び聞こえないよう、以下
のような配慮を行っている。

1. 自社(機関)内で実施する個別面接においては、周囲への声が洩れない個室を確保し
ている。
2. 訪問先において、外部に声の漏れない個室を確保するよう要請する。また、それが困
難な場合には、衝立などで視野を遮るなどの工夫をする。

●施設内などから電話による支援を行う場合には、部外者が立ち入らないように管理している。

●施設内でFAX(手紙)による支援を行う場合には、保健指導実践者からの手紙・FAXおよび
対象者からの返書を確実に管理している。

●FAXの誤送信、メールの誤送信を、送信記録を用いて定期的にチェックしている。



E 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。

■ 保健指導を行った対象者および医療保険者等の委託元からの問合せの窓口に関して、以下にお答えください。

Q14 問合せの窓口を設けていますか？

Q15 問合せ窓口をどのような方法で、対象者に明示していますか？

Q16 窓口に寄せられた問合せへの主な対応者は誰ですか？

ねらい

保健指導終了後などに対象者が具体的な実行方法や資料の内容などに対して質問が寄せられることがあります。それらに適切な対応をするための問合せ窓口の体制を整備し、対応の流れを明確にします。

基本的
考え方

問合せ窓口は、委託医療保険者や保健指導の対象者に明示されなければなりません。また保健指導の内容に関する事項に対する内容であれば、相談を寄せた対象者に保健指導を実際に行った保健指導実践者が対応することが望ましいといえます。問合せ内容によっては、他の専門スタッフのサポートが必要になることがあります。

[委託基準の遵守]

- 保健指導の対象者および委託元からの相談窓口を明確にしている。
- 相談窓口を対象者および委託元に明確に提示している。
- 相談が確実に保健指導実践者またはその他の専門スタッフに繋がるよう、以下の事項について確保している。
 1. 想定される問合せの内容に応じて適切な返答者を明確にしている。
 2. 窓口から返答者に繋がるルートや窓口での対応方法を明確にしている。
 3. 問合せの内容によっては、専門スタッフの支援が必要になるため、その対応についても明確にしている。

F 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

- 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者に対して、どのような対応を図っていますか？

ねらい

保健指導を様々な理由で中断した場合、次の機会での保健指導に結びつけることが重要です。

基本的考え方

保健指導を中断する理由として、健康意識が低く指導を受ける意欲がない、多忙等を理由に健康行動が続かない、保健指導実践者との人間関係が築けない、など様々な理由があります。その場合であっても、保健指導を受けるように促すとともに、委託元に連絡するなどの対応を図る必要があります。それでも保健指導の実施が困難な場合には、必要な情報の提供を行います。

[委託基準の遵守]

- 保健指導を受けなかった者または中断した者については、本人の意思を確認した上で、以下のようないくつかの対応を実施している。

1. 実施予定日から1週間以内に電話、e-mail、FAXなどによる連絡
2. 連絡にもかかわらず受けない場合、医療保険者への連絡
3. 必要な情報の提供